

連合福島「福島県平成 29 年度予算編成に対する
政策・制度の提言」への回答

2017 年 1 月 31 日
連 合 福 島

I. 産業・雇用・労働関連政策

1. 産業の活性化・支援について

東日本大震災により大きな被害を受けた本県の産業界も、中小企業に対する助成制度をはじめとした支援策が確実に功を奏し復興・再生につながっている。しかし、震災から5年半が経過した今もなお風評被害は払拭されておらず厳しい状況は続いている。

これら現状を踏まえ、これまでの支援制度について、総括・課題分析・ニーズについて整理しながら引き続き復興予算を確保して支援にあたること。さらに、今後は震災特需の終焉を見据え、産業を活性化させるべく取り組みについて強化すること。

また、取り組みにあたっては、具体的な計画を県民に明示し、「産・学・官・金・労」の連携を密にし「オール福島」で、目標達成に向かって確実に実行すること。

- (1) 政府は「ニッポン1億総活躍プラン」において「福島新エネルギー社会構想」の早期実現を明記しており、今後の福島県産業界の成長が期待される。今後は「福島新エネルギー社会構想」の推進のため、再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティ、そして水素社会の実現など、それぞれの整合性や、これまでの取り組みを総括しながら、今後の方向性を精査し、各市町村との連携を強化し、必要な支援をすること
また、再生可能エネルギーの一般普及に対する支援に取り組むこと。

回答【企画調整部】

本県では2040年頃を目途に県内エネ需要の100%相当以上の再エネを創出することを目標に取り組んでいます。

新エネ社会構想の下、国や県、民間事業者が連携して、一層の再エネの導入拡大に取り組むほか、水素社会のモデル構築やスマートコミュニティ構築に取り組み、再生可能エネルギー先駆けの地実現を目指していくこととしています。

全県的に、市町村や地域事業者と連携して、太陽光を始めとして、小水力や風力などの再エネ設備導入を支援するとともに、住宅太陽光発電に助成するほか、地域の再エネ設備への見学や体験を推進し、県民の再エネへの理解とともに普及を推進しているところです。

- (2) 今後の県内産業活性化に向けて、経済産業省が2015年度から展開している「シニアインストラクターの活用」するなど、地域ものづくり生産の基盤強化策として、県内でのインストラクター養成や、インストラクターの派遣による支援等に取り組むこと。
また、県内産業界を支える中小企業の生産性向上や技術・技能向上を図ること。

回答【商工労働部】

優れた知見や技術を有する様々なものづくり分野の人材を技術アドバイザーとして登録し、企業のニーズに応じ、最適な人材を技術指導や技術セミナー等へ派遣しております。

また、企業が抱える技術課題の解決に向け、ハイテクプラザ職員及び有識者等が企業の現場等へ伺い、技術指導や研修を行っております。

これら取組を通じ、今後とも県内ものづくり中小企業の生産性向上等、技術力向上を支援してまいります。

【商工労働部】

県内中小企業の製造現場の工場長クラスを対象として、生産性向上に資するカリキュラムを実施し、県内産業の生産性の向上を通じた企業力強化を図るために、ノウハウや改善スキル等を有している企業OB等を改善指導を行うチューターとして養成しており、ゼミや受講企業の生産現場での実習において、中心となって活動いただいています。

技能検定制度の特級、1級、単一等級の技能士等で15年以上の実務経験と優れた技能及び活動実績を持ち、後進の育成並びに技能の伝承に熱心な技能士を「ものづくりマイスター」に認定し、事業者、学校、地域での技能の指導を行い後継者の育成やものづくりの楽しさを伝える活動を行っております。

- (3) 2020年東京オリンピックの開催を契機に、県内において、スポーツで収益を上げ、その収益をスポーツへ再投資する自立的好循環モデルを形成すること。また、スポーツをコアとした周辺産業との融合による新たなスポーツ市場の創出など、スポーツを通じた経済活性化策を推進すること。

回答

現在、国においてスポーツ産業ビジョンを作成中と伺っており、現時点での県の回答は控えさせていただきます。

2. 雇用の維持・創出について

- (1) 近年、IoT（モノインターネット Internet of Things）、ICT（情報通信技術 Information and Communication Technology）、ビッグデータ、人口知能（AI）などの技術革新による「第4次産業革命」が急速に進行している。経済産業省は「新産業構造ビジョン」策定に向けた議論を進め、中間整理がまとめられた中で、就業構造の変化については、一般的には人手不足の解消につながることも期待されるが、既存の仕事の減少や、必要とするスキルの変化により技術や技能の転換が加速されるなど、働き方に大きな影響を及ぼす可能性があるとしている。

県としては、これらの今後の動向を的確に捉え、雇用や人材育成に関連した対応策を講じるとともに、会津若松市などで実施されるIoTサービス創出支援事業をはじめ、県内市町村に対しての支援策を講じること。

回答【商工労働部】

「第4次産業革命」への的確な対応につきましては、国の「新産業構造ビジョン」中間整理の中で、人材育成・獲得、雇用システムの柔軟性向上の具体的戦略の方向性として、高度外国人材の受け入れ環境整備や、働き方改革の更なる推進、女性や高齢者全員参加が可能な雇用環境整備、労働市場の流動性向上などが示されているところです。

県といたしましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【商工労働部】

県内の各テクノアカデミーにおいて、本県の未来を支える成長産業である「再生可

能エネルギー関連産業」、「医療機器関連産業」及び「ロボット関連産業」に従事できる新技術への対応能力を備えた人材の育成を行っております。

また、今年9月に「第10次福島県職業能力開発計画」を策定し、ふくしまの復興を担う産業人材の育成のため再生可能エネルギー分野や医療機器分野、ロボット産業分野において、専門的知識や技術等を身につけた人材を育成し、企業の技術力強化や研究開発力の向上を図ることを基本的施策に定めています。

- (2) 県の人口減少を抑えるためには、若者の流出を防ぐことが必要であり、そのためには雇用の場を創出することが重要である。現在、推進しているロボット産業の集積化や福島再生可能エネルギー社会構想などにより、他産業への波及や職種の拡大も見込まれ、雇用の受け皿を拡大できることが期待できる。若者の県内定着を図るために、多くの産業層から雇用の拡大につながる支援策を強化するとともに、正規雇用拡大に向けた支援を強化すること。

回答【商工労働部】

新規高卒者の平成28年3月の県内留保率は82.5%、平成29年3月も10月末現在で82.5%と昨年度と同様に高水準で推移しております。

なお、県内に残る若者を少しでも増やし、県内留保率が更に高まるよう、関係機関と連携しながら対応策を検討してまいります。

また、正規雇用拡大につきましては、これまで、県内企業に対して非正規労働者の正規雇用化の要請を実施してまいりました。今年度は、福島の次代を担う人材の育成と安定雇用を図るため、ふくしま人材確保支援事業を通して、正社員雇用の支援を実施するとともに、福島労働局など関係機関と連携し、新入社員へのフォローアップなどを実施しております。

今後も福島労働局の非正規雇用を正規化するキャリアアップ助成金をPRするなど、「非正規社員の正規社員化」に向け連携してまいります。

【商工労働部】

県では、産業復興の促進と雇用創出のための、「ふくしま産業復興企業立地補助金」を継続するとともに、今年度から、ふくしま産業復興企業立地補助金指定企業のうち、希望した企業を対象に、新規地元雇用者の確保及び従業員の定着率向上のための「ふくしま産業復興企業立地補助金雇用確保支援事業」を実施しております。

さらに、「ふくしまものづくり人材確保事業」として、県内企業の工場見学会を実施するなど、学生に対するものづくり企業の魅力発信を行い、若者の人材確保に取り組んでおります。今後も国の企業立地補助金を含めた事業の継続を国等に要望してまいります。

3. 福島県の最低賃金について

福島県の最低賃金は、全国的に比較しても、非常に低位な状況が続いている。地域間の格差が若者の流出の要因につながっているとも考えられる。引き続き最低賃金の地域格差について重要な取り組みと位置付け、最低賃金の遵守、そして引き上げを図ることなどの取り組み

みを推進すること。

回答【商工労働部】

最低賃金につきましては、国が法律に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには企業の経営動向や各種経済指標等を考慮しながら、労働者、使用者、公益を代表する委員により構成される最低賃金審議会の答申を踏まえて決定することから、県としてはこれを尊重すべきものと考えております。

なお、最低賃金の遵守については、県の中小企業労働相談所の専門の相談員が様々な相談に応じており、法違反の疑いがある場合には、監督官庁である労働基準監督署への申告を助言するなどにより対応に努めております。

4. 労働問題への対応について

近年、慢性的な人手不足により長時間労働を強いられている状況があり、労働環境が悪化している。労働者は弱い立場であり、相談も出来ずにいることも考えられるなかで、労働相談件数は年々増えており、相談内容からも悪質な労働環境が顕在化している。相談内容の分析・傾向などを精査し、各事業主・雇い主に対して、業務指示監督者などへの法令遵守教育の徹底や周知・啓発、関係機関と連携を密にチェック機能を充実させて対応を強化すること。併せて、人手不足の解消に向けた積極的なサポート体制を講じること。

回答【商工労働部】

労働問題への対応につきましては、悪質な就労環境が疑われる企業への対応は、国がその権限に基づき必要な調査や指導監督を行うこととされています。

県といたしましては、県庁内に設置した中小企業労働相談所において、専門の相談員が様々な労働相談に応じるとともに、法令違反の疑いがある場合には、監督官庁である労働基準監督署への申告を助言するほか、引き続き国や福島県労働委員会と連携して労働関係法令の周知啓発を図ってまいります。

人手不足の解消につきましては、ふくしま生活・就職応援センターにおきまして、県内に就職を希望する求職者の就業を支援するため、きめ細かな相談等により求人企業と求職者のマッチングを行い、企業の求める人材確保を支援しているところです。

5. 労働に関する子ども教育の充実について

新卒者の離職率が高い実態において、その大きな理由に「仕事が合わないこと」「コミュニケーション・人間関係」があげられている。現状を分析し、働くことへの意欲、仕事への興味・関心、自分の適性や適応能力の見極める場として、就業を体験する機会を増やすこと。さらに労働環境・制度・労働関連法令や就業支援の仕組みなど、労働に関する子ども教育の充実を図ること。

回答【商工労働部】

新規高卒者の早期離職防止のため28年3月卒就職者に対し、ハローワークジョブサポーターが面談等によりフォローアップを実施するとともに、各学校にキャリアコンサルタント等を派遣して職業講話やセミナー等を実施するなど、福島労働局や関係機関と連携し、若者の職業意識を形成し職業選択のミスマッチを予防することにより、

安易な早期離職を防止し、若者の職場定着が図れるよう積極的に取り組んでおります。

また、労働に関する教育の充実につきましては、より分かりやすい教材を作成し、県内の高校生や専門学校生、大学生等に対して配布し、ホームルームや就業講座、労働委員会の出前講座などで利用してもらうこととしております。

【教育庁】

望ましい職業観・勤労観を育むために、児童生徒の実態や地域の特色等に応じて、小学校における職場見学学習や中学校における職場体験学習などを中心としたキャリア教育の推進を図っているところです。

今後とも、児童生徒の発達段階を考慮するとともに、市町村教育委員会と協力しながら、各学校が行う職場見学・職場体験の充実を図っていきたいと考えております。

【教育庁】

就業体験につきましては、生徒に自己の将来について考えさせるとともに、社会や職業に対する認識を深め、学ぶことの重要性を考えさせる上で極めて有効であると認識しており、平成 27 年度は県立高校 63 校でインターンシップを実施しました。今後も積極的に取り組んでまいります。

労働に関する教育につきましては、担任や進路担当教諭による指導だけでなく、県内各地区に配置した進路アドバイザーを活用し、高校入学後の早い段階から生徒や保護者に対し、面談や進路講話を通して職業観や勤労観を育むことにより、ミスマッチを防ぎ、離職率の低下に取り組んでおります。

II. 行財政・福祉・公安関連政策

1. 行財政関係について

- (1) 本県の今年度の当初予算は、震災・原発事故関連予算は 1 兆 3 8 3 億円で、通常の行政サービスに係る予算（通常予算）は、震災・原発事故前と比較すると 5 6 4 億円減の 8, 4 3 6 億円となっている。これにより、県民の暮らしに直結する医療や福祉、教育、子育てなどの予算が圧迫されている現状があり、政府による復興対策は、県民生活の犠牲の上に成り立っているといわざるを得ない。県民の暮らしに直結する通常予算への影響が出ないように、政府に対し復興に係る十分な財源措置を強く要求すること。

回答【企画調整部】

廃炉・汚染水対策など、県全域で原子力災害が継続中であり、復興は長期に及ぶものと考えております。

平成 28 年度以降の 5 年間、復興・創生期間という大きなフレームにおいて、国と粘り強く協議を重ねた結果、避難地域 12 市町村内の県事業について全額国庫負担とするなど、復興財源を確保することができました。

平成 29 年度についても避難指示の解除など、極めて重要な年度となることから、平成 28 年 6 月に実施したふくしま復興・創生に向けた提案・要望や、7 月の福島復興再生協議会における要望を踏まえ 11 月には緊急要望を行うなど、復興財源の確実な措置については、強く訴えてきたところです。

その結果、国の予算案において避難地域 12 市町村の生活環境整備、避難者の生活再

建等、本県の原子力災害特有の課題に対応する事業が盛り込まれました。今後も、福島の実情を訴え、長期に及ぶ本県の復興に必要な予算は、しっかりと確保してまいる考えです。

- (2) 継続する風評被害、あるいは特殊技術者の人材不足などに対応するため、福島県緊急雇用創出基金および福島県原子力災害等復興基金による事業に関し、政府に対し、引き続き事業の継続と基金の積み増しを求めるとともに、効果的な事業の検討と強化、並びに県民に対しての事業の見える化を進めること。

回答【企画調整部】

取崩し型復興基金は、本県の総合計画及び復興計画を推進する重要な事業（＝重点事業）に活用されております。本県は、地震・津波による被害に加え、原子力災害という特殊要因を抱えており、震災当初には想定しなかった事象（例：風評・風化対策等）への対応など長期にわたる取組が必要であることから、国に対しては引き続き積み増しを求めてまいります。

事業の検討と強化については、毎年度、総合計画及び復興計画の進行管理において第三者による施策評価を実施しており、評価結果を次年度事業構築に反映させるなど、より効果的な事業展開を図っているところです。

県民に対しては引き続きホームページ等を活用して事業の公表、周知を行ってまいります。

回答【商工労働部】

緊急雇用創出事業（原子力災害対応雇用支援事業）につきましては、原子力災害からの復興に不可欠な事業であることから、事業の継続を国に要望し、概算要求がなされたところです。

県といたしましては、確実に予算措置されるよう、引き続き国に要望してまいります。

また、ふくしま産業復興雇用支援事業（29年度国事業名：事業復興型雇用確保事業）につきましては、既存基金を活用しつつ、制度の継続を国に要望し、概算要求がなされたところです。

県といたしましては、制度の継続と要件緩和について、引き続き国に要望してまいります。

- (3) 本県においては、震災以降、県外避難者等が要因となり、人口減少が進んでおり、若年人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）が大きく減少したことにより、総人口に占める高齢者人口（65歳以上）の割合（高齢化）が高まっており、全国平均よりも高い水準で高齢化が進行している。

「地方創生」の最大のテーマである人口急減・超高齢化という、直面する大きな課題に対し、地域の資源を活かした新しい産業の創出等に伴う良質な雇用の確保、及び県民総ぐるみで「出産・育児・教育」を支えるための実効性ある施策を構築すること。

回答【商工労働部】

新しい産業の創出については、ロボットテストフィールドなどの研究開発拠点の整備が県内各地で着実に進んでいるところであり、今後とも、これらの拠点を核にしながら、地元企業が行う研究開発への支援や、販路開拓のための展示会の開催、企業立地補助金を活用した企業誘致等により、育成・集積に取り組んでまいります。

【こども未来局】

県では、核家族化の進行などにより子育て世代の孤立化が進む中、地域全体での支援が大切なことから、豊富な知識と経験を有する高齢者が昔遊びなどを通して子どもたちと交流する事業などを県内各地で実施しています。

また、子育て中の世帯を行政・企業・地域全体で支援するため、子どもがいる世帯にパスポートカード（ファミたんカード）を交付し、協賛企業に提示すると各種サービスを受けられるような仕組みを実施しており、平成 28 年 4 月からは全国でもサービスを受けられるようにしています。

さらには、結婚、妊娠・出産、子育てまでを切れ目なく支援するため、平成 27 年 8 月にふくしま結婚・子育て応援センターを開設し、様々な相談に応じています。

今後とも、若い世代のふくしまで子どもを生み育てる思いに応えられるよう、市町村や企業などと幅広く連携し、施策の充実に取り組んでまいります。

【教育庁】

少子化・人口減少社会に対応し、未来を担う児童生徒の一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うために、本県では、平成 14 年度から、全国に先駆けて、「少人数教育推進事業」による 30 人学級編制を実施しているところです。

- (4) 自治労（福島県本部）が本年 4 月に独自で行った「双葉郡内自治体単組・南相馬市職労・飯館村職労組合員アンケート調査」の中間集約結果（10 の避難自治体の職員約 750 名から回答）によれば、健康診断で新たに要注意・要精検の判定を受けた職員が全体の 47%あり、その内、医療機関を受診・薬を服用した職員は 56%であった。医療機関を受診・薬を服用した職員の内、最も多かったのは精神障害（アルコール依存症・不眠症など）で 38.2%にのぼっている。

これらの実態を踏まえ、避難者のみならず、それを支える自治体職員の心と体のケアについて対策を拡充すること。

回答【総務部】

自治体職員のメンタルヘルスケアについて、県では市町村の管理職員を対象としたメンタルヘルスマネジメント研修や市町村の職員を対象としたメンタルヘルス研修を行っています。

また、総務省による「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策 5 か年事業」などの事業を、積極的に活用するよう市町村を対象とした各種会議等において周知を図っています。

今後ともメンタルヘルス対策に取り組んでまいります。

(5) 原子力災害からの復興・再生に向けて、市町村等における人材不足が重要な問題となっているが、市町村等が独自で確保するには限界がある。

復興・再生のための多方面の人材（土木技術、農業土木、用地担当、建築、医療、福祉、介護など）を早急に確保するためには、国の全面的なバックアップと財政面での支援が急務であることから、県は政府に対し財政面並びに特殊業務の人材確保を強く要望すること。

回答【総務部】

市町村の人材確保対策につきましては、本県は原子力災害の影響により他の被災県と比べ職員の確保が困難なことから、平成 28 年 6 月に、国に対して全国市長会・町村会等と連携を図り、被災市町村に対する人員確保の支援の強化と、国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣を要望したところであり、また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員を採用した場合の人件費等についても、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置するよう要望したところです。

今後も、被災 3 県で連携を密にし、国に対して土木・建築などの専門職を始めとした職員確保について要望していきます。

(6) 国政選挙等の投票率は、低投票率で推移している。本年 7 月の第 24 回参議院議員選挙から選挙年齢が 18 歳に引き下げられたが、若年層全体としては他の年代に比べて低い投票率にとどまっている。県は市町村と連携し、一層の投票率向上策を講じるとともに、有権者にとって利便性が高い「商業施設」への期日前投票所の設置を進めること。

回答【総務部】

県では、各市町村選挙管理委員会の協力の下、選挙時における啓発を実施しているほか、学校教育と連携した常時啓発として、平成 24 年度から高校生を対象とした模擬選挙を実施しており、引き続き若年層を中心とした啓発に努めてまいります。

商業施設への期日前投票所の設置については、平成 28 年 7 月に執行された第 24 回参議院議員通常選挙において、商業施設への期日前投票所の設置が増加しており、今後も市町村選挙管理委員会を対象とした各種会議や研修会において、積極的に設置を検討するよう助言してまいります。

2. 公安関係について

(1) 県内においては、震災以降、刑法犯認知件数が減少しているものの、他地域からの流入が多く、地域における居住環境が大きく変化している。

子供・女性・高齢者に対する暴力的事案などが多く発生しており、これから除染作業や復興作業が本格化する県内において、治安悪化に対する地域住民の懸念や不安が高まっている。

このような中、各自治体が行う治安維持、防犯活動には限界があり、警察による治安維持活動の全面的な支援が必要となっている。

以上のことから政府に対し、原発事故の影響を受けた自治体等における治安維持活動の強化を図るため、警察官の更なる増員を求めること。

回答【警察本部】

県警察においては、東日本大震災に伴う警察官の期限付き増員が平成 28 年度まで措置されているが、平成 29 年度以降も復興を成し遂げるまでの間、警察官の期限付き増員措置を継続するよう国に対して要望しております。

警察庁においては、平成 29 年度以降も警察官の期限付き増員を継続実施する方向で検討しており、平成 29 年度概算要求においては 192 人の増員を要求しております。

県警察としては、増員措置が確実に講じられるよう、今後も引き続き、関係機関に対する要望を継続してまいります。

- (2) 昨年度の政策・制度の提言において、『一向に減少しない振り込め詐欺の被害の実態について、広く県民に周知するとともに、実効性ある対策、取り組みを行うこと』について提言し、一定の回答を得ているが、その後の効果及び進捗状況の資料を提示すること。また、昨年回答があった広報用マスコット「カクニンジャー福くん」をはじめ 6 項目の活用実績を示すこと。

回答【警察本部】

「なりすまし詐欺」被害防止の主な取組みは次のとおりです。

1 「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」について

発足時 172 団体でありましたが、現在は 242 団体が加入しており、加入団体に対してこれまで 71 回に渡って情報を提供しております。

2 Twitter を活用した広報について

当初、防犯情報のみを発信していましたが、平成 28 年 4 月 6 日から交通情報を、平成 28 年 10 月 5 からは、県本部各課から各種情報の提供を開始しております。現在のフォロワー数は 4,350 人（11 月 8 日現在）となっております。

3 広報用マスコット「カクニンジャー福くん」について

「カクニンジャー福くん」の着ぐるみを作成して各種イベント等へ派遣しております。自治体の広報や企業の防犯 CSR 活動に活用しております。

4 「なりすまし詐欺電話撃退装置」について

消費者庁の交付金を活用して「なりすまし詐欺電話撃退装置」1,100 台を購入し、高齢者へ無償貸出実施中です。貸し出した高齢者の被害はゼロとなっております。

5 金融機関との協定締結について

30 の金融機関と協定を締結し、概 65 歳以上の高齢者が、概ね 200 万円以上の引出しをする場合にチェックリストによる確認を実施しております。

6 金融機関における「最終確認カード」の運用について

「最終確認カード」を 50 万枚作成し、金融機関約 1,100 店舗において、顧客が概ね 100 万円以上を引き出す際に配布して最終的な確認を実施しております。

平成 28 年 11 月中旬に 60 万枚を作成して再度実施予定です。

- (3) 国内では、覚醒剤を始めとする違法薬物使用者の検挙者が、毎年 1 万人を超えている現状から未然防止対策は急務と考える。そこで、県内における違法薬物使用の取締り及

び違法薬物使用撲滅の取り組みを強化すること。(取締り状況及び取り組み状況の資料提示を求める)

また、反社会的勢力は、県民の暮らしを脅かすものであり、暴力団はその中枢である。そこで、県内における暴力団対策を強化すること。(暴力団抗争の現状とその対策について資料の提示を求める)

回答【保健福祉部】

福島県薬物乱用対策推進本部会議を開催し、県の薬物乱用対策推進実施要綱を策定して、薬物乱用対策を実施しています。

6月20日から7月19日まで、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が全国的に展開されており、運動期間中に県内各地でヤングボランティアを中心に、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動6・26ヤング街頭キャンペーンを実施しています。

県内学校で開催されている薬物乱用防止教室に保健所職員等を派遣し、教室開催を支援しています。

各保健所に薬物相談窓口を設置し、覚醒剂等薬物乱用の予防啓発の観点から、一般的な相談に対応しています。

【警察本部】前段

薬物事犯の取締状況(平成27年)

県内の薬物事犯検挙状況は、覚醒剤126人、大麻5人、麻薬2人、医薬品医療機器等法10人、毒劇法5人で、覚醒剤が全体の約85%を占めております。

覚醒剤のうち使用事犯の検挙が100人で、約8割を占めております。

・県警の取り組み

県警察においては、薬物の密売人・末端乱用者の徹底検挙を図るとともに、関係機関・団体・漁業関係者等との連携を強化して、水際対策を推進しております。

また中学校・高校と連携し、薬物乱用防止教室を開催しているほか、あらゆる機会を捉えて薬物乱用防止に関する広報啓発に努めております。

【警察本部】後段

暴力団の現状(平成27年)

県内の暴力団の現状は、平成27年末現在で、組織数42団体、構成員数約680人を把握しており、六代目山口組、稲川会、住吉会が全体の約90パーセントを占めております。

対立抗争の現状(六代目山口組と神戸山口組)

現在まで、対立抗争に直結する情報には触れていませんが、対立抗争を防止するため、平成28年3月に「六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を設置し、組織的に各種対策を推進しております。

今後とも暴力団関連情報の収集を進め、県内においては抗争状態が発生しないようその防止に全力をつくすとともに、暴力団を弱体化、無力化させるため、あらゆる法令を駆使し徹底した取締りを推進しております。

Ⅲ. ワークライフバランス・男女共同参画社会・子育て・教育関連政策

1 ワークライフバランスについて

近年は女性が働く場が多くなってきているが、安心して働き続けることのできる職場環境づくりに力を入れて取り組むこと。

また、やむを得ず、結婚、育児、介護等を理由として退職した場合は、再就職しやすいように職歴や所有資格、などをエントリーしておき復職（社員、臨時社員）しやすい環境整備を講じること。

回答【商工労働部】

県は、女性が安心して働き続けることができるよう、女性活躍と男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進に取り組んでいるところです。

このため、イクボス出前講座等のセミナーや企業訪問などを通して、経営者や管理者の意識改革を進めるとともに、アドバイザー派遣や次世代育成支援企業認証事業、ワーク・ライフ・バランスの取組が優れた企業を表彰する「福島県ワーク・ライフ・バランス大賞」によって、企業の働きやすい職場づくりへの自主的な取組を促しているところです。今年度はワーク・ライフ・バランスキャラバン活動により、広く県民に対してもワーク・ライフ・バランスの必要性の普及啓発を推進しているところです。

また、結婚・出産・育児等などにより離職した女性に対する再就職支援として、福島市に設置した「ふるさと福島就職情報センター福島窓口」に、コーディネーターを3名配置し、就職相談をはじめ、自己分析や履歴書の書き方、面接のコツなどを学ぶ再就職支援セミナーや職場体験、就職後のフォローアップまで一体的に支援しているほか、県内6か所に設置した「ふくしま生活・就職応援センター」におきましても、女性の再就職相談に応じております。

2 子育てについて

- (1) 保育所等の整備や企業主導による保育事業の実施促進により、保育の受け皿を確保し、待機児童を解消すること。

回答【こども未来局】【商工労働部】

【こども未来局】

保育の実施主体である市町村が、保育所等の施設整備や認可保育所等への移行により定員増を図る等、保育の受け皿確保に取り組んでおります。

【商工労働部】

また、内閣府においては、企業が主導的に取り組む保育サービスに対して補助を行っております。

【こども未来局】

県といたしましては、待機児童の解消に向け、認可保育所等への移行や施設整備に取り組む市町村を引き続き支援してまいります。

- (2) 子育て世帯の経済的負担軽減のため、保育所等の保育料の減免を進めること。加えて、子育て世帯の多様な保育ニーズに対して、延長保育や一時保育等子育て支援サービスの充実を図ること。更に、保育施策を推進するため、保育士の処遇改善措置を講じること。

回答【こども未来局】

保育所等の保育料の減免につきましては、国の制度の活用に加え、多子世帯や婚姻歴のないひとり親の保育料を軽減する市町村に対して支援しているところであります。

延長保育、一時保育等の子育て支援サービスの充実につきましては、多くの市町村で事業に取り組むことができるよう、国、県の補助により、引き継ぎ、実施主体である市町村を支援してまいります。

保育士の処遇改善につきましては、昨年度実施された平均勤務経験年数などに応じた賃金の加算措置に加えて、国が更なる処遇改善を行う方針であることから、これが確実に実施されるよう、国に要望するとともに、国の検討状況を注視してまいります。

- (3) 次世代育成支援法のくるみん、プラチナくるみんなど「認定マーク」の認知度の向上と、中小・零細を含めた企業が積極的に次世代育成支援を推進するよう啓発・周知活動の取り組みを強化すること。

回答【商工労働部】

県は、「福島県次世代育成支援企業認証制度」を設け、中小企業の、次世代育成支援や女性活躍、男女がともに働きやすい職場環境づくりへの自主的な取組を支援しているところです。昨年度、本制度の認知向上のため、マークと愛称を公募し「ウォリバーマーク」として周知に努めているところです。今後とも、企業訪問などを行い、本認証制度に「働きやすい職場環境づくり推進助成金」も併せて周知するとともに、また労働局の「くるみんマーク」認定制度や「えるぼしマーク」認定制度も含め、周知を図り、企業の取組を推進してまいります。

- (4) 不妊患者が安心して治療を受けられる環境を整えることを目的とし、一般不妊治療費助成事業の新設を講じられたい。また、一般不妊治療以外の特定不妊治療（体外受精に及び顕微授精）に対しても、助成制度の拡充を講じること。

回答【こども未来局】

県では、特定不妊治療について、平成28年1月から、効果が高いとされる初回治療への助成額を20万円から30万円に増額するとともに、手術を行う男性不妊治療への助成額を10万円から15万円に増額したところであります。

また、国に対して、特定不妊治療について医療保険制度を適用するよう要望しております。

県といたしましては、こうした特定不妊治療費への助成及び国への要望を通じて、不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられる環境整備に取り組んでまいります。

- (5) 子どもたちの体力向上のために、学校施設（グラウンド）のナイター設備等の通年利用や室内・屋外屋根付きの運動施設等の新設・増設・整備を推進すること。また、子どもたちが定期的に参加しやすいよう各種イベント（スポーツ・ダンス等遊んで学べるイベント）の開催に取り組むこと。

回答【企画調整部】【こども未来局】

【企画調整部】

国では、福島再生加速化交付金の中で、原発事故の影響により、子どもたちが十分に運動する機会が減少するなど、健全に子どもが育つ環境が損なわれる中で、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興の促進を図ることを目的とする交付金を設けています。

当該交付金では、屋内・屋外の運動施設整備のほか、子どもたちが生き生きと遊び、運動する力をより一層引き出すプレイリーダーの養成や運動プログラムの作成なども支援しています。

県は、各市町村が当該交付金を活用して、運動施設の整備を推進できるように、当該交付金制度の継続と必要な予算の確保について、引き続き国に対して要望してまいります。

【こども未来局】

県では、子どもの運動習慣の定着を図るため、子ども向けイベントを県内各地で開催し、親子体操の実践指導等を進めております。

- (6) 高校に通う子どもを持つ世帯（低所得者）に対し、福島県独自に、家庭の教育費負担軽減のための助成支給等の支援策を講じること。

回答【教育庁】

高校に通う子どもを持つ低所得世帯への支援策につきましては、国の補助を受け、高校生等のいる非課税世帯に対し、授業料以外の教育費負担軽減のため平成 26 年度から高校生等奨学給付金の給付を行っているところです。

- (7) 子育てにおいては、学歴を重要視する社会構造となっており、高校課程を終え更なる進学を求める子どもが増えている。しかし、現実には親の収入などにより進学を諦めざるを得ない子どもが存在する。このことから学問やスポーツなど専門を究める子どもへの助成金支給など、支援策を講じること。

回答【教育庁】

親の収入などにより進学を諦めざるを得ない子どもへの支援策といたしまして、県教育委員会では、無利子貸与型の奨学資金を実施しております。

また、給付型の奨学金制度につきましては、安定的な財源により継続的に実施することが必要であると考えております。

このため、国に対し、給付型奨学金制度の創設について全国都道府県教育長協議会等を通して要望してきたところであります。

なお、国の平成 29 年度予算の概算要求において、給付型奨学金制度の創設が盛り込まれ、現在、制度設計や財源について検討がなされておりますので、その動向を注視するとともに、利用しやすい制度の実現を求めてまいります。

3 教育について

- (1) 学校教育現場は、少子化とはいえ事件、事故が発生し、課題も少なくない。学校教育

現場での課題解決とより良い環境にするため、小・中学校の教員数を増やし、1人指導から必要に応じ2人指導などの充実を図ること。

また、中学校における部活動指導者の専門性を高校と同じく求める保護者も多いことから、現場実態の精査のもと、実効性ある対策を講じること。

回答【教育庁】

(前段)

標準法による教員配置に加え、各市町村や学校の抱える課題に対応し、きめ細かな指導を行うために、本県では、平成14年度から、全国に先駆けて、「少人数教育推進事業」による30人学級編制を実施しております。

特に、東日本大震災後は、震災やそれに伴う原発事故により、傷ついた児童生徒の心のケアを丁寧に行っていく必要から、震災復興加配により教職員を加配し、一人一人の児童生徒に寄り添った、きめ細やかな支援ができるように対応しております。

(後段)

中学校及び高等学校においては、希望する学校に専門的な指導力を有する地域の外部指導者を派遣し、運動部活動の一層の充実に向けた取組を推進しているところであります。

また、文化部、特に合唱部や合奏部においては、外部指導者を招聘している学校もあります。

今後、国や他県の動向等を注視しながら、部活動の一層の充実に向けた取組について研究してまいります。

- (2) 県内の学校は建物が古く、トイレは和式が多い状況であり、子どもたちが普段のトイレ環境との違いから、和式トイレに苦手意識を持ち、排泄行為を我慢してしまう子どもたちが増えている。子どもたちに快適なトイレ環境を作っていくため、シャワー付洋式トイレに切り替えること。

回答【教育庁】

県立学校におけるトイレの洋式化につきましては、学校の要望を踏まえながら、老朽化が著しい場合や身体的事情により洋式化が必要な場合などの緊急性の高いものを優先し、今後の大規模改造事業などの際に合わせて整備を行うことを検討してまいります。

一方、市町村立学校におけるトイレの洋式化につきましては、施設設置者である市町村のニーズを把握しながら、国庫補助制度の活用を助言するなど、今後とも引き続き支援してまいります。

4 男女共同参画について

- (1) 県は、平成28年4月に全面施行された、「女性の職業訓練生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、各市町村、関係機関と連携し、下記の施策を積極的に講じること。

①女性活躍促進法に基づく認定マーク「えるぼし」の周知徹底と啓発活動を推進すること。

回答【商工労働部】

県は、「福島県次世代育成支援企業認証制度」を設け、中小企業の、次世代育成支援や女性活躍、男女がともに働きやすい職場環境づくりへの自主的な取組を支援しているところです。昨年度、本制度の認知向上のため、マークと愛称を公募し「ウォリバーマーク」として周知に努めているところです。今後とも、企業訪問などを行い、本認証制度に「働きやすい職場環境づくり推進助成金」も併せて周知するとともに、また労働局の「くるみんマーク」認定制度や「えるぼしマーク」認定制度も含め、周知を図り、企業の取組を推進してまいります。

②県や市町村が設置・開催する防災・復興会議、各種審議会などへの女性参画の拡大を図ること。

回答【生活環境部】

復興や防災をはじめあらゆる分野の施策や方針に、男女の意見がバランス良く反映されるよう、ふくしま男女共同参画プランにおいて様々な分野における女性の割合を指標に掲げ、目標達成に向かって取り組んでいます。

今後も、女性の持てる力を十分に発揮できるよう、セミナーや研修会の開催、市町村等における女性登用への取組に対する支援など、女性の参画促進に積極的に取り組んでまいります。

(2) 昨年度の県回答を踏まえ、各種ハラスメントの周知啓発活動・相談体制の充実を図るとされているがまだ認知不足の状況にある。よって、更なる周知方法の改善を図るとともに、相談員の数やスキルも更に充実させる対策を講じること。

回答【商工労働部】

各種ハラスメントの周知啓発活動・相談体制の充実につきましては、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進する上で重要課題と考えており、国等が実施するハラスメント対策セミナーや手引き等の周知はもとより、県が実施する経営者・管理者を対象とした研修会の中でもハラスメント対策の必要性を周知するほか、様々な機会を捉えて啓発してまいります。

また、相談員のスキル向上につきましては、定期的に弁護士を招聘し、研修を重ねているほか、相談技術や知識習得のための研修会へも参加させているところであり、今後とも、相談対応力向上に努めてまいります。

なお、福島県次世代育成支援企業認証制度の中でも、企業の自主的なハラスメント対策を取るよう、認証要件の評価項目を設定しております。

IV. 情報通信・交通・環境・資源エネルギー・観光関連政策

1. 環境問題について

(1) 県は、「福島議定書」や「地球に“やさしい”県民会議」を通じ、より一層地球温暖化防止活動を推進するとともに、省エネ・省資源の普及を推進すること。また、国民運動としての省エネ・節電を積極的に支援・推進するとともに、環境・エネルギー技術の

深化・革新を通じて温室効果ガスの排出を抑制するため施策を講じること。

回答【生活環境部】【商工労働部】

【生活環境部】

地球温暖化防止のための省エネルギー・省資源の普及については、県民、事業者、民間団体及び行政等で構成された「地球に“やさしい”ふくしま県民会議」と連携しながら、県民運動として、学校や事業所が自主的に省エネルギーを実践する福島議定書事業や家庭における節電や節水等を促すエコチャレンジ事業を実施するとともに、マイバッグ持参・レジ袋削減の取組を支援するなど、県民一人一人の意識の向上と実践活動の促進を図っております。

また、今年度から事業所等の高効率照明化等の導入支援や園児から高校生を対象したエコ七夕、エコ活動実践プロジェクト等の事業を実施するとともに、その成果を従業員、児童等を通して家庭や地域に広く周知することによって省資源・省エネルギーの意識が醸成されるようふくしま省エネ促進総合モデル事業に取り組んでおります。

なお、現在、福島県地球温暖化対策推進計画の見直しを行っており、今後、県民総参加による省エネルギー・省資源の取組を強化してまいります。

【商工労働部】

再生可能エネルギー分野においては、平成26年4月に我が国の産業技術の中心的研究機関である産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所が開所し、県と産総研との連携に関する協定に基づき、県内29社との共同研究を始めとして地元企業とも連携を図りながら研究開発や人材育成を進めています。

県においても、同研究所と連携し、産学官約630団体で構成する研究会活動を進めるとともに、地元企業が行う研究開発に係る経費を補助するなど、県内企業の新規参入や技術力向上等に向けて支援を行っています。

これらの取組が、再生可能エネルギー分野における関連産業の集積につながるだけでなく、再生可能エネルギー普及による温室効果ガス削減など環境面へも大きく貢献するものと考えています。

(2) 県外に避難している子どもの数は、減少傾向にあるものの未だ1万人を超えている。

1日も早い帰還を進めるため、除染廃棄物については、現場保管→仮置き場保管→中間貯蔵の流れで対処する計画であるが、中間貯蔵設置が遅れているため、未だに仮置き場で保管しているのが現状である。中間貯蔵施設の早期設置を進めるため、進んでいない地権者合意を、国、県、地元の役割に基づく、県の主体的行動（役割り遂行）をとること。

回答【生活環境部】

中間貯蔵施設は、地権者の理解が何よりも重要であると認識しており、これまでも国に対し、地権者への分かりやすい丁寧な対応を求めてきたところです。

県としても、地権者理解の促進を図るため、昨年7月には大熊・双葉両町に駐在員を配置するとともに、今年4月から新たに国に10名の職員を派遣しています。

用地の契約面積は10月末時点で、約170haと一定の進捗が見られるものの、今後もさ

らなる加速が必要であり、引き続き、国に対し、地権者への丁寧な対応を求めるとともに、施設の整備と除去土壌等の搬出が早期かつ安全・確実に進められるよう、国、市町村等関係機関との協議・調整に取り組んでまいります。

2. 廃炉に向けた国に対する要請と原子力発電所内の正確な情報発信について

- (1) 廃炉作業は、作業自体が非常に難しく線量が高いなかでの作業となることから、人類の英知を結集して成し遂げなければならない。しかし、作業上の事故が懸念されることから、県は国に対して「作業員の確保」「技術者の育成」「作業員の安全確保」など、廃炉に向けたあらゆる対策を国家プロジェクトとして実施するように強く要請すること。

回答【危機管理部】

作業員の確保や技術者の育成、作業員の安全確保などにつきましては、今後の長きにわたる廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進める上で極めて重要であることから、これまでも国に対し、現場を管理できる作業員の計画的な育成等、長期的な人材確保に向けた取組を求めています。

また、廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会等を通じて、作業員の被ばく線量低減対策や労働災害の防止対策の徹底などを求めています。

さらに、国が前面に立ち、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すよう繰り返し求めており、引き続きあらゆる機会を捉えて求めてまいります。

- (2) 廃炉作業の一つひとつは、県民の理解と協力がなければ進められないことから、福島第一原子力発電所内の正確な情報を県民に発信すること。

回答【危機管理部】

県民への情報発信につきましては、国及び東京電力に対して、廃炉に向けた取組状況等を丁寧に分かりやすく情報発信するよう求めるとともに、廃炉の進捗状況や県の安全確認結果等について、県のホームページや広報誌、電子看板等により情報発信を行っているほか、関係市町村住民等で構成する廃炉安全確保県民会議を通じた県民への広報を行っています。

さらに今年度からは、県民会議のライブ配信を行うなど、広報の強化を図っており、引き続き、様々な媒体を活用しながら、積極的に広報してまいります。

3. 資源・エネルギーについて

- (1) 環境・エネルギー技術の深化・革新を通じて、地熱、小水力、洋上、バイオマス発電など自然にやさしい再生可能エネルギーの推進など、県として積極的な施策をはかるとともに、市町村や事業者との連携を強化し、支援策を講じること。

回答【企画調整部】【商工労働部】

【企画調整部】

本県では2040年頃を目途に県内エネ需要の100%相当以上の再エネを創出することを目標に取り組んでいます。

今年3月に改定した「再エネアクションプラン（2期）」に基づき、市町村や民間事業者が取り組む地熱、小水力、バイオマスなどの発電設備導入について、調査や設備費用への助成など事業化を支援しているところです。

特に、県内事業者が取り組む再エネ事業については、アクションプランでも掲げている「地域主導」型の事業化支援として引き続き積極的に支援してまいります。

【商工労働部】

再生可能エネルギー分野においては、平成26年4月に我が国の産業技術の中心的研究機関である産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所が開所し、県と産総研との連携に関する協定に基づき、県内29社との共同研究を始めとして地元企業とも連携を図りながら研究開発や人材育成を進めています。

県においても、同研究所と連携し、産学官約630団体で構成する研究会活動を進めるとともに、地元企業が行う研究開発に係る経費を補助するなど、県内企業の新規参入や技術力向上等に向けて支援を行っています。

これらの取組を通じて、再生可能エネルギー分野における国内外の企業、最先端の研究機関が立地する一大集積地の実現を目指してまいります。

- (2) 県と産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所は、平成28年度にも本県を水素の供給拠点とするための実証モデル事業に着手するなど、開所から2年余で大きな成果を出している。将来のエネルギーの重要な役割を担うと考えられる「水素」について、福島を日本の水素供給の拠点となるように強力に推進するとともに、県内企業が参入しやすい環境整備のため更なる事業展開を進めること。

回答【商工労働部】

福島県内を実証エリアとして、世界最大規模の最大1万キロワット級の水素製造装置を備えた貯蔵・輸送、利活用までを含む水素エネルギーシステムの開発の検討が進められているところです。

県においては2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会での福島県産水素の活用を目指し、東京都、産業技術総合研究所、東京都環境公社と共に、CO₂フリー水素の普及を目指す協定を平成28年5月に締結しています。

また、地元企業等が行う水素の利活用に関する研究開発や実証事業に係る経費を補助するなど、福島再生可能エネルギー研究所と連携し、県内企業の新規参入や技術力向上等に向けた取組を支援しています。

今後も、福島新エネ社会構想に基づき、国等が行う大規模な水素製造に向けた調査や、民間事業者による水素の研究開発、実証事業等を支援することにより、水素社会のモデルの構築にしっかりと取り組んでまいります。

- (3) 企業の新設、工場の建て替えが行われる場合、送電ロスの軽減によるCO₂排出量の削減と電気料金の負担軽減を促すため、構内の電力ケーブルとして「EC SO（最適導体サイズ）」の推奨の取組を進めること。

回答【生活環境部】

CO₂など温室効果ガス排出量の削減のためには、エネルギーの効率利用を進める必要があることから、事業者や家庭等でのエネルギーの効率利用（省エネルギー）に関する意識向上を促すため、福島議定書事業などの取組を行っております。

省エネ設備等については、国がトップランナー基準を定めたり、統一省エネラベル等の環境ラベルを周知することにより、省エネ設備等の普及啓発に取り組んでいることから、国の動きも注視してまいります。

4. 情報通信について

(1) 県内外への情報発信について

①サイネージ等を通じて広範・正確に新しい情報を更新することで、地域コミュニケーションの活性化や福島の魅力・現状を多くの観光客へ伝えるなど、県内外を問わない福島の情報発信活性化を進めること。

回答【企画調整部】

風評払拭と震災の風化防止のための情報発信及び観光誘客を図ることを目的として、スマートフォンやタブレット向けの「ふくしま記憶と未来体験アプリ」を開発し 10 月 31 日に公開しており、浜通りの震災当時の状況や復興を牽引する県民の姿を動画や写真でご覧いただくことができます。

今後、情報発信の強化のため、このアプリの利用拡大に努めてまいります。

②福島県の歴史ある地域情報等のデジタルアーカイブ化を進め、全世界や後世へ鮮明に伝えることで、情報の利用価値を増加させ、地域の活性化や観光の促進に繋げること。

回答【文化スポーツ局】【教育庁 1】【教育庁 2】

【文化スポーツ局】

福島県歴史資料館では、古文書を中心に、福島県の歴史を伝える資料の収集や調査研究を通じて、福島県の歴史を明らかにするとともに、資料の劣化防止 や目録作成に取り組んでおります。

今後とも、歴史資料の収集、整理、保管等を適切に行い、貴重な歴史資料を後世に伝えてまいります。

【教育庁 1】

県立博物館では、関係市町村や NPO 法人等と連携して、東日本大震災の被災地の風景の一部を 3D データとしてデジタル化し、特集展を各地において開催しているところです。

【教育庁 2】

文化財の情報発信に係る取組については、県教育委員会が設置している福島県文化財センター白河館（通称「まほろん」）において、県内の遺跡・収蔵資料の情報及び遺跡以外の主な文化財をデータベース化し、ホームページ上で情報提供を行っております。

具体的には、県内の遺跡・遺物の概要や写真等を検索できる「文化財データベース」や、時代ごとに遺跡やそれ以外の主な文化財について検索できる「ふくしまの文化財を

見る」の2つのコーナーを配置し、利便性を高めております。

引き続き、遺跡等の追加データを逐時入力し、情報の充実を図るとともに、同ホームページのPRに努めてまいります。

(2) 住民の多様な生活サポートについて

- ①高齢者や多様な働き方をする生活者、へき地・山間地居住者の生活支援を目指し、消費者ごとの需要を把握する御用聞きのような買い物支援システムや地域情報の確実な周知、コミュニティの活性化となるような電子回覧版などの導入を進めること。併せて市町村等への支援策を講じること。

回答【企画調整部】

地域活性化・地方創生を目的として、ICTを活用し地域課題を総合的に解決する新たな街づくりの推進のため、総務省国庫補助事業「まち・ひと・しごと地方創生推進事業」があるので、市町村への支援策として先進事例や成功事例などの情報を提供してまいります。

また、平成28年度から、地域コミュニティの防災、健康、地域おこし・観光などの情報をスマートフォンやタブレット端末向けに提供するため、総合的な住民サービスの仕組を構築する「ICTまちづくり推進事業」を市町村と共同で実施しているところであり、今後もICTを活用した住民サービスの向上につながる施策を推進してまいります。

- ②高齢者の生活支援において、フットワークの軽い医療機会を提供する遠隔医療の仕組み・体制の構築や、利用者にとって簡便で長期継続可能な健康増進を目的とした、ウォーキングの管理システム等の導入を進めること。併せて市町村、関係機関への支援策を講じること。

回答【保健福祉部1】【保健福祉部2】

【保健福祉部1】

遠隔医療につきましては、檜枝岐村において、診療所と患者の自宅をテレビ電話等で繋いで、再診を行う等の取組が行われているところです。

また、県では、厚生労働省の基金（再生基金）等を活用して、二次医療圏内のネットワーク構築を支援する等、一次医療から三次医療まで、切れ目の無いサービスが提供されるよう、医療機関相互の連携を推進しているところです。

県では、これらICT技術を活用した医療提供体制の確保に向け、その結果も検証しながら、引き続き取り組んでまいります。

【保健福祉部2】

県では、震災以降、肥満者の割合の増加や生活習慣病による服薬者の増加など、健康指標の悪化が見られることから、スマートフォンアプリを活用し、歩数や日々の健康チェックなどをポイント化し、ポイントが基準を達成すると様々な特典が得られる、「ふくしま健民パスポート事業」を実施しております。

また、本事業は、市町村が実施主体で行う健康づくりと連動させた紙媒体の方法も実施しており、日々の健康チェックとして、ウォーキングなどの運動もポイントとしてお

ります。

今後とも、健康をテーマとした県民運動と連動しながら、県民が気軽に楽しく取組める健康づくりを県全体で推進し、健康の保持・増進が図れるよう取組んでまいります。

連合福島様におかれましても、健康づくりの推進に御協力くださいますようお願いいたします。

- ③高齢者の認知症が増加していることによる徘徊行動での事件・事故防止や、児童が犯罪に巻き込まれる悲惨な事件が後を絶たないことから、安全確保の充実に向け、見守りシステム・仕組みの導入を図ること。併せて市町村、関係機関への支援策を講じること。

回答【保健福祉部】【警察本部部】

【保健福祉部】

認知症高齢者の徘徊行動による事件・事故防止については、家族だけではなく住民を始めとする地域全体での見守り体制の整備が重要であることから、県といたしましては、認知症を正しく理解して認知症高齢者を見守る認知症サポーターの養成や、市町村が行う見守りネットワーク構築のモデル的な取組を支援しております。

【警察本部部】

県警察では、児童生徒の犯罪被害防止のため、

学校や幼稚園等における不審者対応訓練、声かけ事案への対応を学ぶ安全教室の開催や、県内の16警察署に警察官OBであるスクールサポーターを配置し、登下校時における保護者、教職員、防犯ボランティア団体等と連携したパトロールなどを行い児童生徒の犯罪被害防止に取り組んでいるところであります。

また、平成16年1月に警察本部及び全警察署が、県教育委員会、県内私立小中学高等学校、全市町村教育委員会と「学校・警察児童生徒健全育成対策推進制度」を協定締結して、児童生徒の安全確保に向けた情報等について相互連絡を実施し、各種情報の共有を図っているところであります。

今後も、児童生徒の安全確保に向け、関係機関・団体と連携し児童生徒の安全確保に向けた対応を図ってまいります。

(3) 学校教育等の情報化について

- ①デジタル教科書・教材の導入を進めることと併せて、オンライン学習や遠隔地とのオンライン授業等の都市部同様の学習環境を整備することで多様な学習機会を創出し、へき地・過疎地での教育格差の解消を図ること。また、タブレットPC等のデバイスやアプリケーションを利用することで協同学習・情報活用能力向上を進め、国際競争力を高めるよう展開すること。

回答【教育庁】

へき地等における学習環境の整備につきましては、南会津地区8中学校において、教室とブリティッシュヒルズをインターネットを活用したテレビ会議システムでつなぎ、外国人講師による英会話中心の「ライブ授業」を配信しております。

また、ICT を活用した授業につきましては、新地町において、タブレット端末やインターネットによる映像・音声通話「スカイプ」を利用した学習を通して、児童生徒の情報活用能力向上を図る取組が行われております。県教委といたしましては、各市町村教育委員会に対して、インフラ整備等に当たって、適切な判断ができるよう、引き続き先進的な取組や国の動向等について情報提供してまいります。

②学校事務業務（備品管理、出欠席管理、成績表作成等）のシステム化をすることで、多忙な教員の事務業務軽減となるよう努めること。

また、学習記録のデジタル化（ポートフォリオ作成）を行うことで、生徒一人ひとりにクローズアップし、的確な進路指導や学習指導ができるよう進めること。

回答【教育庁 1】【教育庁 2】【教育庁 3】

【教育庁 1】

福島県教育委員会では、各所属等において学校運営の効率化についての検討等に資するため、平成 24 年度に、多忙化解消の取組に活用できる主な事例を学校種別にまとめ紹介した「学校運営の効率化のための取組事例集」を作成し、続く平成 25 年度には、「同事例集Ⅱ」、さらに平成 27 年度には「同事例集Ⅲ」を作成し、各所属に配付し、ホームページに公開しております。

事例集の中においては、「情報機器、校内ネットワーク等の活用による改善例」を取組テーマとした実践例を紹介しております。

今後とも、各所属において、運営の効率化について検討する際にこの冊子が有効に活用されるよう、機を捉えて周知に努めてまいります。

【教育庁 2】

ICT を活用した学習記録のデジタル化については、評価を充実させるために、コンピュータやデジタルカメラなどを活用し、児童生徒の作品・学習状況・成績などの管理を各校の実態に応じて進めており、その数値も年々増加しております。

さらに、児童生徒一人一人に対してきめ細かに、効果的な学習指導を行うため、引き続き、県教育センターにおける情報活用に関する研修や先進的に取り組む学校の情報を提供するなど、教員の ICT 活用指導力向上に向けて、継続した取組を進めてまいります。

【教育庁 3】

学習記録のデジタル化については、各学校において、定期考査などの成績や生徒指導要録などをコンピュータを用いて管理し、各生徒に関係する情報を教員が共有化することができるように取り組んでおります。

特に、総合学科高等学校においては、生徒の成績及び選択科目等の管理を行う校務支援システムを導入し、的確な進路指導や学習指導を進めているところです。

③学校と家庭のスムーズな連携を目指して、学校でのデジタル教材を家庭へ開放することで学校からの情報発信を進め、共働き世帯の児童・生徒に対しては、放課後学習や学童保育の充実へ向け、均質で簡便な学習機会を創出するよう情報通信技術の活用を

進めること。

回答【教育庁】

学校が所持するデジタル教材の開放につきましては、現時点では、著作権上の問題や個人情報保護の観点から、検討・研究を要するものと思われまます。放課後学習や学童保育の充実につきましては、関係各課との連携を図り、学校・地域・家庭が一体となった取組を進めてまいります。

5. 交通政策について

(1) 県民総合生活交通政策の強化について

- ①交通政策基本計画の着実な推進を行うとともに、交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、各自治体においては、地域公共交通網形成計画を策定し、まちづくりと公共交通の空白地域解消に向けた取り組みにあたっては、市町村間格差が発生しないよう施策を講じるとともに、公共交通事業者とも連携を図ること。併せて、定時性を確保するための路線バス専用・優先レーンの増設・延長を進めること。

回答【生活環境部】【警察本部】

【生活環境部】

バスを始めとする公共交通機関は、地域住民の生活の足として、極めて大切な役割を果たしております。

県としても、広域的・基幹的なバス路線の維持のため、国と一体となった事業者への支援のほか、市町村が行うバス事業に対し、県独自の支援を実施しているところであります。支援の実施にあたっては、事業者や市町村の意見を参考に事業を構築してまいります。

今後も、地域公共交通網形成計画を策定する市町村や関係事業者と連携し、公共交通の維持確保に努めてまいります。

【警察本部】

路線バス等優先通行帯やバス専用通行帯は、交通量が多く、路線バス等の運行に著しく支障を及ぼすおそれのある道路等に対し、その必要性等を判断の上都道府県公安委員会が指定しております。

指定にあたっては、規制の実施に伴う効果、一般交通、沿道住民への影響等を十分に検討の上、道路管理者、運輸支局、バス事業者との調整を図った上で実施しております。

福島県内においては、福島市内及び郡山市内にバス専用通行帯を、福島市を始めとする6市内に路線バス等優先通行帯を、それぞれ必要な区間に対して指定しており、今後も関係機関と調整の上適切な指定を推進します。

福島市内の国道4号及び国道13号の必要な区間については、公共車両優先システム（PTPS）を平成15年から導入し、交通の円滑化を図っております。

- ② J R 只見線及び J R 常磐線の早期全線開通に向け、国・事業者等の働きかけをさらに進めること。また、J R 常磐線については、その作業に携わる労働者に対し、放射能による健康被害を十分に配慮するよう関係機関と連携を強めること。

回答【生活環境部】

J R 只見線及び J R 常磐線の早期全線開通については、本県の復興の加速化を図り、福島未来を拓くためにも急務であると認識しております。

両鉄道の早期全線開通については、6月9日、知事が国に対し、強く要望を行ったところです。

また、県鉄道活性化対策協議会として、6月10日に J R 東日本本社へ、9月2日に J R 東日本仙台支社及び福島支店へ、9月16日に水戸支社へ、10月17日に新潟支社へ、只見線及び常磐線の早期全線開通を図るよう要望を行ったところです。

今後も引き続き市町村等と連携しながら、全線復旧に向けて、J R 東日本や国へ要望してまいります。

- ③ 常磐道の交通量増大に伴い、拡幅や改良による安全対策について国等に働きかけること。

回答【土木部】

常磐道の暫定2車線化区間のうち、いわき中央 I C ~ 広野 I C 間及び山元 I C ~ 岩沼 I C 間について、交通量増加による速度低下等の状況を踏まえ4車線化に着手し、復興・創生期間内の概ね5年での完成を目指すことが国から発表されています。

残る広野 I C ~ 山元 I C 間については、平成28年9月に、6箇所13.5kmに付加車線を設置することが東日本高速道路株式会社より発表されています。

県としては、渋滞緩和、速度低下による追突及び対向車線へのはみ出しによる重大事故が抑制されるなど、安全性が向上することから、発表された4車線化及び付加車線の早期整備と、全線4車線化の早期実現に向け、引き続き、国等関係機関に強く働きかけてまいります。

- ④ 公共交通のバリアフリー化は大都市圏を中心に着実に進められているが、福島県内においての進捗状況は早いとはいえない。特にバス車両は新規購入が難しく、更新対策として車両減価償却費補助金を利用しているが、この制度は他市町村をまたぐ広域的な系統に限られ、運行回数や平均乗車人員にも要件があることから、都市部においては適用されず、ノンステップバスをはじめとしたバリアフリー化が遅れている。その結果首都圏の中古車両で代替をおこなっている。県として積極的なノンステップバス購入補助制度を導入すること。

回答【生活環境部】

県では、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（車両減価償却費等補助金）と協調し、バス事業者に対して市町村をまたぐ広域的な系統の運行に供する車両の購入について費用の一部を補助しております。

今後も、引き続き車両の購入にかかる支援をしてまいります

- ⑤バスをはじめとする公共交通機関は、地域住民の生活の足であることから、公共交通利用者への支援を継続すること。加えて、高齢者への無料パスの導入促進を各自治体に呼びかけるとともに、必要な財政支援をすること。

回答【生活環境部】

バスを始めとする公共交通機関は、地域住民の生活の足として、極めて大切な役割を果たしているため、広域的・基幹的なバス路線の維持や市町村が行うバス事業に対して支援しております。

高齢者パス制度や高齢者タクシー助成制度のための市町村への助成につきましては、バス路線が維持・確保できるよう引き続き支援することを優先したいと考えており、対応できませんことを御理解願います。

公共交通機関の維持・確保のためには、何よりも多くの方に利用していただくことが大切ですので、皆様の御協力をお願いいたします。

- ⑥本年4月に発生した熊本地震をはじめ、数年周期で大規模災害が発生している。福島県においても東日本大震災の教訓を踏まえ、防災訓練を各地域でおこなうなど大規模災害へ備えている。移動手段について、鉄道網は不通となることが想定されることから、バス・タクシーを中心とした公共交通機関と連携をはかり、大規模災害時等の不測の事態に備える取り組みを強化すること。

回答【危機管理部】

大規模災害時の移動手段については、平成25年に公益社団法人福島県バス協会と「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」を締結し、輸送体制を構築しております。

- (2) 自治体サービスの格差解消と利用者目線による利便性の高い公共交通体系の構築に向けて、各自治体間の交通結節点における連携等は必要不可欠である。このことから、各自治体・部局の連携強化に留まらず、各地域における横断的かつ柔軟な対応を可能とした創意工夫ある交通施策の取り組みや、まちづくりに関する事項について、包括的に取り扱う交通運輸施策に対する専任部署を設置すること。

回答【企画調整部】【生活環境部】

【企画調整部】

県では、部局の連携強化のみならず、各市町村とも連携して、本県の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を進めてまいりたいと考えております。

【生活環境部】

関係部局と連携を強化してまいります。

- (3) 積雪・降雪等による県内高速道路の通行止めや基幹道路の渋滞・立ち往生は頻度を増しており、その経済的損失は計り知れない。過去に起きた事象は道路状況が構造的限界を超えたものとの認識に立ち、道路整備、融雪・消雪化対策をさらに強化すること。

回答【土木部】

現在、消融雪施設は、主に積雪寒冷地域の県管理道路約 142km 区間で整備が完了しており、流雪溝についても、約 36.2km 区間で整備が完了しています。

また、大雪に伴う通行止めについては、「冬期道路交通円滑化連絡協議会」で、通行止めの区間やタイミング等の情報を関係機関と共有し、平行する高速道路と基幹道路が同時に通行止めとならないよう、連絡体制を強化しております。

今後も、「ふくしま道づくりプラン」に基づき、計画的に消融雪施設の整備を進めるとともに、新設道路についても周辺環境を考慮しつつ、必要に応じて消融雪施設等を整備することで、安全・安心な冬期間の交通を確保してまいります。

- (4) 中間貯蔵施設保管場への本格輸送を開始するにあたっては、除染や復興関係の運搬車両が大幅な増加と交通量が予想されることから、事故防止を含め朝夕のラッシュ時など住民生活に影響を与えることがないよう、運搬道路地域住民および関係自治体と連携し、道路改良や拡幅等万全な対策を講じること。また、狭隘な道路の通行を避け、スピード超過や過積載禁止など安全対策も併せて行うこと。

回答【生活環境部】

中間貯蔵施設への輸送については、昨年度のパイロット輸送で県内 43 市町村から約 4 万 5 千 m³が搬出され、今年度は約 15 万 m³の搬出が計画されるなど、今後段階的に輸送量が増加することから、道路交通対策は非常に重要であると認識しています。

これまで県では、国と連携しながら関係機関と協議・調整し、市町村の意向を踏まえて、交通誘導員の設置や通学時間帯を避けるなどの対策を実施してきたところです。

今後、輸送量は段階的に増加し、ピーク時には年間約 600 万 m³、一日当たり約 3,600 台の車両が往復することが想定されており、県としては、必要な道路改良などの対策が適時行われ、輸送が安全・確実に実施されるよう、国、市町村等関係機関との協議・調整にしっかりと取り組むとともに、復旧・復興に向けふくしま復興再生道路等の整備を進めてまいります。

6. 観光産業に対する支援強化について

- (1) 福島県は、浜・中・会津と各地域ならではの観光名所があることから、各市町村との連携による観光産業の一層の振興を進めること。

とりわけ、2020年に予定される東京オリンピックとパラリンピックの開催にあたっては、競技誘致や他国チームの練習受入等、ふくしまを世界にアピールする機会となるよう働きかけること。

回答【文化スポーツ局】【観光交流局】

【文化スポーツ局】

東京オリンピック・パラリンピック関連事業の実施は、本県の復興の姿を世界に発信する絶好の機会であることから、引き続き、市町村や関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

【観光交流局】

この春に開催した「アフターDC」では、県内全域の波及効果を目指して、旅行会社に広域周遊の旅行商品造成を働き掛けるとともに、市町村と連携したスタンプラリー等の広域周遊企画を行うなど様々な取組を行ってきており4月から6月の観光客入込数で1,337万人と昨年の本番DCよりも1.8%（245千人）と僅かな減少とはなったが、着実な誘客に結びついています。

引き続き広域的な観光振興に取り組むとともに、市町村や地域の観光関係者等との一層の連携を進めてまいります。

(2) 国内外での様々なプロモーション活動をはじめとした多くの施策を実現するため、経済効果に見合った十分な予算確保を講じること。

また、3ヶ年にわたって開催された「ふくしまDC」が本年を以て終了となるが、一過性の取り組みとならないよう、今後も福島県と民間のあらゆる企業・団体が連携し、一体となった取り組みを積極的に講じること。

回答【観光交流局】

国内観光については、東日本大震災後、平成26年から3か年にわたり各地域やJRと連携し destination キャンペーンを開催してきたことで、平成27年の本番DCでは観光客入込数で震災前の約9割、約295億円の経済効果をもたらしました。

これまでの3か年で築き上げた推進体制の下、DCの成果をしっかりと引き継ぎ、持続可能な観光の振興の取組を進めるため、必要な予算措置については、国などに対し、効果も含めて丁寧に説明し、協議しながら予算の確保に努めてまいります。

インバウンドについては、今年度から創設された「東北観光復興対策交付金」を活用しながら、重点とする国、地域の嗜好に即したデジタルプロモーションや現地PR活動旅行エージェント等の招請事業を実施しているところであり、引き続き外国人の目線での効果的なプロモーションに努めてまいります。

(3) 外国人旅行者が急増していることから、標識や看板などを含むインフラの国際化対応策を進めること。

一例として県内に無料Wi-Fiの設置拡大に向け、国際化対応を強力に進めるなど、インバウンド観光に繋がる施策を努める。さらには、各団体が実施している福島県への観光誘客助成事業を支援するとともに、各県との交流による「教育旅行」の誘致を積極的に推進すること。

回答【観光交流局】

標識や看板などの国際化対応については、宿泊施設等への多言語化への支援などで受入環境の整備を進めているところです。

また、Wi-Fi等に整備については、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携した実態調査を踏まえ、取り組んでまいる考えです。

県では教育旅行で訪れる学校に対するバス代の助成をしているほか、教育旅行の受け入れ事業者や市町村と連携し、首都圏等の学校や旅行会社などを直接訪問するキャ

ラバン活動を実施してきたところです。

また、校長会・保護者会での説明、さらには、首都圏の都県や政令市等の協力を得て各学校へ本県の魅力を発信するなど、様々な機会を活用し教育旅行誘致に向けた取り組みを進めており、今後とも、積極的かつ粘り強く取り組んでまいります。

- (4) 2020年東京オリンピック競技の誘致や観光産業の強化などを積極的に取り組まれているが、障がい者への対応は遅れている。市街地でも点字表示・点字タイルなどの不備が多い。また、車いすが通れるところも限られている。これらの対応については、ハード面と人の育成などソフト面での対応策を講じるとともに、街なかに映像ガイド導入などを行い、全ての人に対応したやさしく、新しい街づくりを積極的に進めること。

回答【生活環境部】【土木部】

【生活環境部】

ユニバーサルデザインについては、「いのち・人権・人格の尊重」の理念の下、ハード整備はもちろん、制度やサービスなどのソフト面や人権施策を取り入れた「ふくしま型」のユニバーサルデザインを推進するため、「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、部局横断的に幅広い取組を展開してきたところです。

具体的には、生活者や事業者で構成された「ふくしまユニバーサルデザイン推進会議」における施策の進捗管理、ワークショップや出前講座による普及啓発などにより、県全体で取組を推進しています。

推進会議の御意見等を踏まえ、県全体でのユニバーサルデザインの推進に一層取り組んでまいります。

【土木部】

街なか道路の整備については、障がい者の安全・快適な通行を確保するため、障がい者誘導用ブロック設置や段差を解消する構造で整備を進めています。

今後も、障がい者と健常者が共存できる歩行空間を確保してまいります。

V. 医療・介護関連政策

1. 看護師・介護労働者など医療・福祉従事者の確保に向けた取り組みについて

- (1) 医療現場での安全確保及び人材確保の観点から、看護職などの夜勤・交替制職場における勤務間の十分なインターバル時間の確保、労働法令の遵守、仕事と家庭の両立支援の充実など、ワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境づくりを進めること。

回答【保健福祉部】

看護職員の交代勤務は、不規則な勤務で深夜労働を伴うため、心身及び社会生活への負担が大きく、医療現場での安全確保の観点からも改善が求められています。

引き続き、看護関係団体、医療機関、労働関係機関等との連携の下、看護職員が健康で安心して働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境改善に向けた取組を推進してまいります。

- (2) 福島県全体、特に浜通りを中心に看護・介護労働者が大幅に不足していることから、現在実施している貸付金や就職準備金の拡充をするとともに、賃金 に関して都市部との地域格差を埋めるべく福島県独自の人件費の補助をすることで県外への人材流出防止策を講じること。また、人材確保にあたっては、浜通りにおいて住宅確保困難で就職できないケースもあるので、住環境を含めた福利厚生の実施を図ること。

回答【保健福祉部 1】【保健福祉部 2】

【保健福祉部 1】

介護関連職種の有効求人倍率は、平成 28 年 9 月において、県全体で 2.73 倍となっており、特に相双は 3.41 倍、いわきでは 3.32 倍となるなど、介護人材の不足が顕著となっております。

このため、施設の新規採用職員への就労支援金の支給や住まい支援事業を実施するなど、人材確保に向けて様々な事業を展開しております。

さらに、「県外からの福祉・介護人材確保支援事業」において、県外から相双・いわき等の介護施設等に就職を予定している方に貸付する就職準備金について、本年度から世帯赴任加算と自動車輸送費用等加算を新たに追加したところであります。

また、同事業においては、宅地建物取引業団体等と協力し、民間賃貸住宅等の空き情報を就労希望者に情報提供するなど、住宅確保のための支援を行っております。

県の財政は大変厳しい状況にありますが、今後も福祉・介護人材の育成、確保、定着のために必要な予算の確保に努めてまいります。

【保健福祉部 2】

県内の看護職員の確保を図るため、平成 26 年度から修学資金の貸与額の増額及び返還免除要件の緩和などの見直しを行い、新卒者の県内就業促進を図っています。

特に看護職員の不足が大きい南相馬市及び双葉郡の病院については、県外から赴任した看護職員に支給する給与格差補填のための手当や、看護職員に支給する一時金に対する補助を行っております。

また、浜通りの病院や診療所を対象に、看護職員等の住宅の借り上げや子育て支援などに取り組む医療機関への補助を行っており、今後とも看護職員の確保、定着を促進してまいります。

2. 安心して暮らし続けられるための地域医療提供体制の確立について

- (1) 「地域医療構想」の策定にあたっては、東日本大震災、東京電力福島第一原子力事故の影響をふまえ、とりわけ、病床機能分化における必要病床数においては、県民及び医療従事者に悪影響をおよぼさないようにすること。

回答【保健福祉部】

地域医療構想の策定にあたっては、県内 6 構想区域ごとに、医師会、病院関係者等からなる地域医療構想調整会議を開催し、地域における課題や目指すべき医療提供体制の姿を共有しながら、各構想区域の将来の医療需要に基づく必要病床数の推計や構想実現に向けた施策等について協議を重ねてきたところです。

特に相双区域については、将来の住民の帰還を見据えた医療需要に基づく必要病床

数を推計することとしており、各区域において必要とされる医療提供体制の構築に向けて、地域の実情に応じた構想の策定に取り組んでいます。

- (2) 介護サービスの要支援者に対する予防給付が市町村による介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり十分な財源を確保すること。

回答【保健福祉部】

要支援者に対する訪問介護、通所介護につきましては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになります。

県といたしましては、市町村において要支援者の多様なニーズに対して生活支援・介護予防サービスの提供体制が構築できるよう、地域の担い手育成を行う生活支援コーディネーターの養成や介護予防に資する住民運営の通いの場づくりを支援するとともに、地域支援事業交付金により必要な財政支援を行ってまいります。

3. 全国一の健康長寿県を目指した取り組みについて

- (1) 全国一の健康長寿県を目指すにあたり、策定する指標を具体的な数値目標を設定して取り組むこと。

回答【保健福祉部】

県では、県全体で健康づくりを計画的に展開するため、「健康ふくしま21計画」を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目的とした各推進項目ごとに目標値を掲げ、取り組みを推進しております。本計画の目標年度は平成34年度で、健康寿命に係る目標値は、男性が71.74歳、女性が75.32歳となっております。

全国に誇れる健康長寿県を実現するため、本計画に基づき、「食」、「運動」、「社会参加」を三本柱として、引き続き、県民の健康づくりに取り組んでまいります。

- (2) 平成30年度より、国民健康保険事業の財政運営の責任主体が市町村から県となるとともに、事業運営の中心的役割を担うことから被保険者の特定健康診査受診率上昇に向けた対策を講じること、さらには疾病の早期発見、生活習慣病予防を県民全体が参加しやすいような県民運動を展開すること。

回答【保健福祉部】

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病予防のための保健指導を要する対象者を抽出することを目的とした健診であり、早期発見や重症化予防の中心的な役割を担っており、また、医療費の適正化を図る上でも、受診率の向上は喫緊の課題であると考えております。

県といたしましては、市町村や関係機関と連携し被保険者への受診率向上のための啓発を一層進めていくとともに、平成30年度に向けて、地域の実情を踏まえた受診率向上のための効果的な方策について市町村等と協議し、取組充実に向けて検討してまいります。

- (3) 子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを産み育てやすい環境づくりのため、国

に18歳以下の医療費の予算化を求め、無料化を継続するとともに、原発事故の被災自治体の帰還が進む中、帰還した住民の不安払拭のため、がん検診などについては無料とすること。

回答【こども未来局】【保健福祉部】

【こども未来局】

18歳以下の子どもの医療費無料化につきましては、今後も財源確保に努め、引き続き本県の子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

なお、今後も全国知事会など関係団体と連携し、子どもの医療に関わる全国一律の制度を構築するよう、国に働きかけてまいります。

【保健福祉部】

また、がん検診の無料化につきましては、実施主体である市町村の判断によるものと考えております。なお、避難市町村（双葉郡及び飯舘村）においては、既に無料で実施されております。（平成28年度）